

## 第19回福島地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成24年2月6日(月)午後1時15分から午後2時40分まで

### 第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

### 第3 出席者

(委員)

青木千代美, 太田久弥, 小磯武男(委員長), 齋藤弘子, 錫谷達夫, 中野重孝,  
辺見俊彦, 松谷佳樹, 武藤正隆, 力丸美彦(五十音順, 敬称略)

(説明者)

大内事務局長, 中井川民事首席書記官, 川井刑事首席書記官, 柴山事務局次長,  
内山総務課長, 池田民事訟廷管理官, 柳民事訟廷庶務係長

(庶務)

平塚総務課課長補佐, 渡邊総務課庶務係長

### 第4 議事等

#### 1 開会(内山総務課長)

#### 2 委員の交代

柏村二三男委員が任期満了で退任し, 中野重孝委員が平成23年9月1日付けで,  
山崎捷子委員が任期満了で退任し, 青木千代美委員が同年12月7日付けで, 寺島  
由弘委員が退任し, 同月15日付けで太田久弥委員がそれぞれ任命された旨説明。

#### 3 新任委員の自己紹介

#### 4 議事及び質疑応答等の要旨【○=委員, ◎=説明者】

(1) 福島地方裁判所管内のDV事件について(柳民事訟廷庶務係長から説明)

意見交換

○ 申立てが認められる割合はどのくらいか。

◎ 当庁においては申立ての取下げを除いては, ほとんど認められている。

- 配偶者からの暴力があったと、どうやって認定しているのか。
- ◎ 申立人の言い分の他に、相手方も呼び出して事情を聞いており、暴力の事実を確認すると、正直に認める方が多いようである。
- 認める方も多いとのことであるが、中には認めない方もいるのではないか。その場合、どのように認定するのか。
- ◎ 完全否認する方は少ないが、DV事件も裁判であるので、最終的には裁判官が証拠に基づいて判断することになる。
- 審尋手続はどのくらいの時間がかかるのか。
- ◎ 事件にもよるので一概には言えないが、大体30分位で終わる例が多いようである。
- 申立人が男性であった事例はあるのか。
- ◎ 当庁では事例はない。全国的には男性が申立てるケースもあるが、まれであろう。
- 傷害事件とDV事件の境目というのはどうなっているのか。
- ◎ 刑事事件とDV事件は手続の趣旨が異なるため、DVにあたる要件で逮捕・勾留されて、刑事事件とDV事件が同時並行的に進行する場合もある。申立てをされる方の多くは、申立ての前に最初に警察に相談に行くことが多いようである。
- 一つの事例として聞いていただきたい。DV防止法が施行される以前の話であるが、私の自宅に夜中の1時頃、小さい子供を連れてパジャマ姿で逃げてきた女性があり、まず警察に電話して相談したが、それは民事の話であるから扱わないと言われ途方に暮れたことがあった。以前見学したフランスの自立センターでは、4キロメートル以内に近づかせないように警備がしっかりしていた記憶があるが、当時はそういったものがなく、しかたがないので、その晩は自宅で保護し、翌日、保育園の先生に引き継いだ。以前は、こういったDVによる犠牲者がたくさんいたので、このような制度ができて良かったと思っている。

- 保護命令発令後に違反した件数はどの程度あるのか。また、保護命令発令後に申立人に対する目配りはどうしているのか。
- ◎ 裁判所は、保護命令の発令までの担当であるため、その後の手続にかかる統計数値等は把握していないが、保護命令が発令されてから、あえて違反しようとする人は少ないのではないかと思われる。
- 保護命令発令後は、支援センターや警察に通知しているようであるが、相手方に対して、警察等は何らかの動きをしているのか。
- ◎ 裁判所から警察に対し、命令とともに事件の内容についても情報提供しており、それを受けて警察も適切に対応していると思われる。

- (2) 裁判員裁判の実施状況について(川井刑事首席書記官から説明)  
特に意見等は無かった。

#### 5 次回テーマ等について

次回テーマは、追って設定することです承された。

#### 6 次回の予定等について

次回開催期日を7月9日(月)午後1時15分とすることです承された。

#### 7 閉会